

藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越ビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.124 (R1.8.13) 私の会社の名前が勝手に第三者のドメインネームとして使用されています。これを止めさせることはできますか。

A: 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、勝手に他人の会社名をドメインとして使用することは違法であり、その場合は、差止めを求めることができます。

☆ 不正競争防止法2条1項19号は、「不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為」を不正競争としております。

★ 不正競争にあたる場合には、差止請求（同3条）の他、損害賠償請求（同4、5条）や信用回復措置請求（同14条）ができます。

◎ その他の方法による解決として日本知的財産仲裁センターへの申立があります。内容によってはこちらの手続の方が早期に紛争を解決できる可能性があります。



（次回の話題）民法（相続法）改正で、20年以上連れ添った夫婦間の贈与（遺贈）については遺産分割の際に特別受益とされない扱いになると聞きましたが、遺留分侵害の請求を受けた場合も同じ扱いですか。（R1.9.1 予定）